

公 示

次のとおり、入院セットサービス提供業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）を行います。

令和 7 年 6 月 6 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1 業務内容等

- (1) 業務名 佐賀県医療センター好生館入院セットサービス提供業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和 11 年 11 月 30 日まで
- (3) 履行場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 4 0 0 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
- (4) 業務内容 別紙「佐賀県医療センター好生館入院セットサービス提供業務仕様書」
のとおり

2 参加資格に関する事項

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）」第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、企画提案書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の 6 か月前から交渉権者決定の日までの間に、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 参加資格確認申請書の提出期限の日から交渉権者決定の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度まで）に、病床数 200 床以上の病院において当該業務と同種の業務を継続して安定運営した実績を有する者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

(1) 担当部署

〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
電話：0952-28-1153 FAX：0952-28-1253 メール：keiyaku@koseikan.jp

(2) 関係書類の交付期間及び方法

公示日から令和7年7月18日(金)までの間、佐賀県医療センター好生館ホームページ(<https://www.koseikan.jp>)に掲載する。

(3) 説明会

実施しない。

4 参加申込に関する事項

(1) 受付期間

公示日から令和7年6月27日(金)までの日(土日を除く。)の9時00分から16時00分までの間

(2) 受付場所

上記3(1)の部署

(3) 提出書類

「佐賀県医療センター好生館入院セットサービス提供業務に係る企画提案競技実施要領」5(3)のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 参加を希望する者で、上記2(1)に定める資格を有していない者は、佐賀県出納局総務事務センターに対し競争入札参加資格認定申請を行い、企画提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

5 その他

詳細は「佐賀県医療センター好生館入院セットサービス提供業務に係る企画提案競技実施要領」による。